

# 令和7年度 東京都社会福祉協議会 事業計画

## 【重点取組み事項】

令和7年度は、令和7年度から5年間にわたる、新たな『東社協中期計画』の初年度となります。中期計画では、東社協のビジョンである「東京らしい多様性を活かした地域共生社会」の実現に向け、ネットワーク組織である東社協らしさを活かし、さまざまな主体と“協働”ですすめていく「取組みの柱」を定めています。

この「取組みの柱」に基づく重点的な取組みを【重点取組み事項】とし、着実な取組みをすすめるとともに、東社協の5つの基本的な役割をふまえて、各部室における事業に取り組んでいきます。以下、令和7年度の【重点取組み事項】を掲載します。

### “協働”ですすめる「取組みの柱」

- I つながり、支え合う地域づくり
- II 包括的支援と協働のしくみづくり
- III 暮らしの安心づくり
- IV 福祉で働く人と支える組織づくり
- V 福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり

## I つながり、支え合う地域づくり

### (1) 救護施設の持つ専門的な機能を活かした地域づくりへの取組み (救護部会)

様々な障害や生きづらさを抱えている方の支援を行ってきた「救護施設」の高い専門性を、地域で生活する、サポートを必要とする方々の支援に活かすことで、誰一人として取り残さない地域共生社会の実現に向け、取り組みます。

また、救護施設がより一層活用されるよう、福祉事務所や地域の方々に救護施設を知ってもらうための説明会や見学会等を実施します。

### (2) 一斉改選に向けた民生児童委員・民児協としての 引き継ぎの徹底および研修の充実（民生児童委員部）

令和7年度は3年1期の民生児童委員の一斉改選の年となります。約2千名が交代する見込みであることから、地域住民への支援が途切れることのないよう委員一人ひとりが培ってきた経験や情報、活動ノウハウや地域人脈に加え、地域実情に即した様々な特徴ある民児協の実践を、後任委員や次期民児協の体制へと確実に引き継ぐ必要があります。そのため研修等の事業を通じて、

一人ひとりの委員や各民児協がこれまでの活動を振り返り、意義や役割を再確認しながら次期への円滑な移行が行えるよう支援します。

- (1) 東京都民生児童委員連合会として引き継ぎにかかる統一的な指針を示し、全都的に「引き継ぎ準備強化月間」の取組みを展開します。54 区市郡支庁ごとに実施計画を作成し、報告書については集計・分析を行います。
- (2) 退任委員のみならずすべての委員と各民児協が一斉改選の当事者として今期の活動を振り返り、個人と組織の引き継ぎが徹底されるよう引き継ぎ啓発用のチラシを作成し全委員に配布します。
- (3) 会長・副会長研修は「引き継ぎ」をテーマにし、新任研修はやりがいと使命感を持って安心して活動を始められる内容とします。また、資質向上に向け、実施するすべての研修において活動の原点や意義、役割、守秘義務等を取り上げるなど充実を図ります。意義ややりがい等については研修受講後アンケートの集計・分析を行います。

**東京都における民生児童委員の概況** (令和4年12月時点)

- (1) **定数** (八王子市含む)  
区域担当…9,993人  
主任児童委員…828人 計 10,821人
- (2) **現員数(充足率)** (同)  
区域担当…8,782人 (87.9%)  
主任児童委員…771人 (93.1%) 計 9,553人 (88.3%)
- (3) **平均年齢** (八王子市除く)  
区域担当…65.2歳  
主任児童委員…55.2歳
- (4) **性別割合** (同)  
区域担当…男性24.3%/女性75.7%  
主任児童委員…男性19.2%/女性80.8%



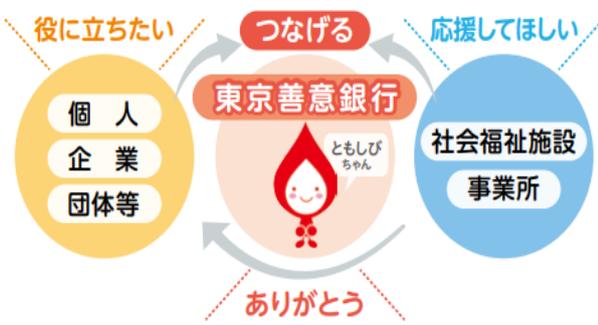
東京都「民生委員・児童委員関係通知類集」より (以下同)

- (5) **平均在職年数** (八王子市除く)  
区域担当…9.1年  
主任児童委員…7.4年
- (6) **新任委員率** (同)  
区域担当…18.4%  
主任児童委員…19.3%
- (7) **一人当たり平均担当世帯数** (八王子市含む)  
東京都全体…680世帯
- (8) **有職率** (八王子市除く)  
区域担当…53.2%  
主任児童委員…73.1%



**(3) 企業・都民と施設等の双方のニーズ発信と  
施設の地域生活課題への取組みの支援  
(福祉振興部／東京善意銀行・都民企業担当)**

寄附を考えている人の思いを寄附につなげるため、福祉現場の声、東京善意銀行の役割や寄付金の使途等の情報発信を行います。企業や都民等の寄附者、寄附配分を行った施設等へのヒアリング機会を増やし、双方のニーズを把握し、ホームページや SNS で広く情報発信していきます。



令和6年度に遺贈を受けた「かみつぐ助成金」の第2次募集を行い、施設等の地域生活課題に対応する取組みを支援していきます。また、新たな寄附や施設等による地域共生社会づくりのさらなる取組みにつなげるため、助成決定した施設等の取組み状況を把握し、寄附の活用状況について、広く情報発信していきます。

## II

# 包括的支援と協働のしくみづくり

## (1) 都内女性支援関係機関の連携強化

(女性支援部会)

令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、関係機関および民間団体の協働が明記されました。本人を尊重した女性支援をすすめるため、「女性支援関係機関との意見交換会」を実施し、それぞれの活動状況や課題を共有し、より良い支援のあり方を模索します。

また、当事者支援のために必要な取組みは何かを共に考え、広く発信する機会を設けることで、社会全体での連携をさらに強化・推進していきます。

## (2) 包括的な支援体制の構築による地域課題への対応力の強化

(地域福祉部)

①重層的支援体制整備事業後方支援事業、②地域づくりをすすめるコーディネーターの養成研修・連絡会、③生活支援体制整備強化事業、④区市町村による社会福祉法人のネットワークの4つの事業を相互に活かし合い、各地域における地域課題への対応力を強化した地域づくりをすすめます。令和7年度は、各事業を通じて明らかになった課題の可視化と共有をすすめ、実態把握、情報交換会や事例集の作成などを通じて、特に分野や世代を超えた連携、フォーマルな実践とインフォーマルな活動の協働による課題解決を推進します。

- (1) 重層的支援体制整備事業がめざす「3つの重なり合い」(=①分野を超えた重なり合い、②支援の連続性の重なり合い、③制度による福祉とインフォーマルな地域活動の重なり合い)を活かした地域課題への対応力のある地域づくりを推進します。
- (2) 重層的支援体制整備事業の新規7区市を含む30区市について、後方支援事業を通じて個別ケースの課題解決の強化にとどまらない地域づくりの実践事例を共有するとともに、未実施地区への個別支援に引き続き取り組みます。
- (3) 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成研修・連絡会において、都内300人を超えたコーディネーターの各地域における実践の共有を通じて、特に分野や世代を超えた地域住民の交流、大学や企業等との連携、制度福祉と地域活動の連携を推進します。
- (4) 生活支援体制整備強化事業において現任研修、情報交換の充実強化を通じて、複雑化・複合化した地域課題に対応した地域づくりに地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターが多様な主体と連携して取り組む活動を支援します。
- (5) 都内46地区で立ち上がっている社会福祉法人の区市町村ネットワークへの支援を通じて、同ネットワークが重層的支援体制整備事業等を活用しながら新たな地域課題に対応した取組みを推進します。

### Ⅲ

## 暮らしの安心づくり

### (1) 無料低額診療事業、無料低額利用事業を通じた

#### セーフティネット支援（医療部会）

医療部会の会員である病院・診療所・老人保健施設では、経済的な理由によって、必要な医療や福祉サービスを受ける機会を制限されることがないよう、無料または低額料金で診療を行う「無料低額診療事業」や「無料低額介護老人保健施設利用事業」を社会福祉法に基づき実施しています。下記(1)～(3)の機能を発揮し、地域におけるセーフティネット支援として、この事業による支援が必要な方に届くよう、自治体や福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、その他施設等との連携を強化していきます。

- (1) 生計困難者に対する診療費や介護サービス費用等の減免による経済的支援機能
- (2) 生計困難者に対する生活上の相談支援機能
- (3) 地域に潜在している福祉ニーズへの対応機能

### (2) 緊急小口資金等特例貸付の借受人に係るフォローアップ支援

#### (福祉資金部／福祉資金特例貸付担当)

緊急小口資金等特例貸付の適正な債権管理を行うとともに、借受人に対する生活再建に向けた支援としてフォローアップ支援を実施します。本会は区市町村社協および自立相談支援機関と連携し、それぞれの役割分担に基づき、償還免除申請等の案内に未応答の借受人、償還免除に至らないものの償還が困難な借受人や、償還免除を行った借受人へのフォローアップ支援を効果的・効率的に実施します。

令和7年度は、償還期限後の償還困難者のうち生活状況の調査に回答があった借受人を中心として、区市町村社協による支援を推進するとともに、3地区の区市町村社協においてアウトリーチによる訪問調査をモデル実施し、当該支援の効果を評価・検証することで次年度以降の取り組みに反映していきます。

### (3) 高齢者福祉施設・事業所による災害リスク軽減 (DRR) の推進 (東京都高齢者福祉施設協議会)

---

ここ数年、台風の大型化や線状降水帯の発生により、河川の氾濫や土砂災害、都市部では内水氾濫のリスクが高まっています。地域により予測される災害の形態や対応が異なるため、気象台と連携して防災気象情報の利活用に関する研修や、区市町村の防災担当者との意見交換会を地域ブロックごとに実施します。

また発災時の初期対応が重要になってくることから、防災担当者の判断力・行動力を養うため、水害を疑似体験できるツールを開発し、課題点を可視化します。また、防災・減災意識の向上に関する調査の実施・分析をすすめ、防災意識を変化させる要因を明らかにし、防災意識の向上につながる対策を講じます。

これらの取組みにより、施設利用者、職員および近隣住民の安全を確保していきます。

### (4) 災害時要配慮者への広域的な支援体制の構築 (福祉部／経営支援担当)

---

東京が被災した場合に、DWAT をはじめとする調整業務を円滑に遂行することを目標に、あらゆる場面を想定した情報収集および情報共有の実効性向上、ネットワーク間における連携強化を図るとともに、DWAT チーム員と事務局の両者がノウハウを蓄積していきます。

災害時の派遣活動を円滑にすすめるため、物的・人的および必要な情報のロジスティクス機能の強化を図ります。また、法改正等の動向をふまえ、平時からの DWAT に関する認識と理解を得ていくための広報啓発、実践に即したマニュアルへの見直し等、発災に備えた取組みをすすめます。

令和6年度に新たに構築した、被災施設入所者の受入れ体制についても、これまでに起こった災害の被災地での対応の実態および、明らかになった課題等をふまえ、あらためて調整機能の強化・周知活動を行います。



令和6年能登半島地震  
避難所において  
他チームと連携を図る DWAT メンバー

## (5) 東京都災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練の実施 (東京ボランティア・市民活動センター)

---



東京都災害ボランティアセンターの第3期アクションプラン(2024.4~2029.3)にもとづき、東京都やCS-Tokyo、区市町村、区市町村VC、NPO等の市民活動団体と連携・協働し、東京都災害ボランティアセンターの立ち上げや運営の訓練を実施し、災害時に連携が取れるしくみづくりや関係づくりをすすめます。

令和6年能登半島地震 被災者支援ボランティア・プログラム  
(サロン活動)

## (6) 障害のある当事者が、部会活動の軸となる取組みのさらなる推進 (知的発達障害部会)

---

知的発達障害部会の「本人部会」は、東社協の部会組織の中で唯一、障害のある当事者が参加して、主体的に活動を行っている部会です。企業就労、施設通所、自宅暮らし、グループホームや入所施設にいる方など、様々な暮らし方をしている当事者が活動しています。

知的発達障害部会では、「当事者の声を聴く」ことを何よりも大切に、「本人部会」の活動内容や、日々の暮らしの中で感じる気持ちや思いを発表できる場を設けています。令和7年度も、年10回の本人部会および本人部会支援委員会の開催、総会や東京大集会の場を通じて当事者の声を発信する機会を設けるなど、「当事者が自ら主体的に動き、参加し、表明する」ことをめざす取組みをさらに推進していきます。

部会活動を通じて、それぞれが持つ経験や考えを共有する場面をつくりながら、障害当事者の意思決定支援における意思形成や意思表出支援の実践の場とすることを、当事者、支援者が共に歩みながら実践していきます。また、障害を持つ当事者や、当事者を支える施設の存在と役割を広く社会に知ってもらえるよう、取り組んでいきます。

## **(7) 保育業界における人権擁護を支援するための研修等の充実強化 (保育部会)**

子育て家庭のサポートを軸とした地域支援の充実、BCPの策定等を通じた事業の継続、要配慮児童や医療的ケア児童といった多様性を前提とした保育内容の充実、「不適切保育」の予防につながる職場環境のあり方といった様々な課題に応じていくため、多角的な研修事業や研究会活動を展開していきます。

また、その取組みを通して、地域支援ネットワークの構築、災害にも強い保育所づくり、どの子の人権も守られ自分らしく活動できる園運営、保育者が働きやすい職場づくり等を推進し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## **(8) 認め合い、つながり、参加できる権利擁護支援の推進 (地域福祉部)**

国や東京都の「認知症施策推進計画」において、新しい認知症観のもと、認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりや施策等への当事者自身の声の反映が求められる中、これまで福祉サービスの受け手と捉えられがちな方々が地域社会でその人らしく活躍できることを支援する取組みの広がりを推進します。

また、本人のできることをできるように支援することを基本とする「地域福祉権利擁護事業」の特性を活かし、重層的支援体制整備事業やボランティアセンター等と連携し、福祉サービス利用援助にインフォーマルな参加支援の視点を加えていくことを推進します。さらに、身寄りのない高齢者への支援が課題とされている中、地域共生社会の視点から身寄りがあってもなくても安心して暮らせる地域社会のあり方を検討します。

- (1) 区市町村社協における地域福祉活動計画の策定や推進にあたって、分野や世代を超えた地域住民の交流と協働を通じて、誰もがお互いを認め合い、その人らしく活躍できる地域活動のあり方を構築します。
- (2) 福祉サービスの受け手と捉えられがちだった方が地域社会で活躍できることを支援する地域の取組みを広く収集し、発信します。
- (3) 地域福祉権利擁護事業と地域福祉コーディネーター、ボランティアセンターの連携を通じて支援を必要とする方々が地域活動に参加し活躍する事例を収集し、発信していきます。
- (4) 地域福祉権利擁護事業における専門員と地域住民である生活支援員の関わりを活かした支援や市民後見人の実践について、それぞれを対象とした研修を通じて強化し、インフォーマルな権利擁護支援の重要性を広く地域で共有していきます。
- (5) 権利擁護支援の視点から身寄りのない高齢者をめぐる支援課題を明らかにし、単身世帯の増加する東京において身元保証制度に限らない支援や身寄りがあってもなくても安心して暮らせる地域社会をめざします。

## **(9) 福祉サービスの苦情対応等を通じた利用者の権利擁護の推進 (福祉サービス運営適正化委員会事務局)**

---

福祉サービス運営適正化委員会では、利用援助合議体と苦情解決合議体の活動を通して、利用者の権利擁護の推進、福祉サービスの質の向上に向けて活動しています。

利用援助合議体では、地域福祉権利擁護事業の適正な運営を確保するため、実施社協・団体への現地調査、東社協の事業担当部署への運営状況調査を行い、それらの結果をふまえて課題提起を行います。

また、福祉サービスに関する苦情については丁寧な相談対応を行うとともに、苦情解決合議体として審議・調査を実施し、事業者に対して申し入れ等を行います。あわせて区市町村苦情対応機関向けの研修会を行い、苦情相談対応力の向上を図ります。

## IV

# 福祉で働く人と支える組織づくり

## (1) 介護・福祉現場における生産性向上（現場改革）の推進

### （東京都高齢者福祉施設協議会）

これまで東京都高齢者福祉施設協議会内の人材対策検討委員会にて、採用担当者向け研修の開催、養成校と連携した人材育成（アクティブ福祉in東京での養成校の発表等）、外国人雇用に関する調査研究により、人材確保に努めてきました。しかし、昨年、介護保険制度開始後、初めて介護職員数が減少したことが発表されました。

このような状況をふまえ、従来の活動を土台に介護・福祉現場の生産性を向上し、サービスの質の向上と職員の負担軽減を図るとともに、働きやすく働きがいのある職場づくりを以下のとおり取り組みます。

- (1) 研修会やワークショップ等を通して、介護テクノロジー（ロボット・ICT 機器等）の導入・活用を支援し、会員施設における生産性向上推進体制加算の取得を推進します。
- (2) 介護テクノロジーの導入・活用について、特養基礎調査にて状況を把握するとともに、推進に向けた方策を検討します。
- (3) 関係機関と連携し、会員施設・事業所における生産性向上の取組みの普及に努めます。

## (2) 東京の児童養護施設における

### 人材確保・定着・育成のさらなる強化（児童部会）

児童養護施設等として、「子どもの最善の利益に向けて、子どもたちを支える施設職員を大切にする」という思いから、職員の定着や資質向上のため、児童養護施設等で働く人材を育成する学校との連携を強化し、施設間での研修や人事交流、施設長を対象にしたマネジメントスキルの向上、地域社会への発信や啓発活動等を行います。

研修部が主催する研修の他、人材対策委員会や従事者会・施設長会においても人材確保・定着・育成をテーマとした研修の実施、人材対策委員会における喫緊の課題検討や研修機会を通じた対策の共有など、児童部会をあげて組織的に協働し、計画的に展開します。

### **(3) 社会的養護の施設で働く多様な人材の確保・育成・定着のための 研修・交流等の取組み（母子福祉部会）**

---

現代は、どの業界も人手不足は起きており、今後も益々その状況がすすんでくるといわれています。その中で、母子生活支援施設においては、その存在を知られていないことや秘匿施設として積極的な情報発信がしにくいことが大きな課題になっています。

そのため、大学や行政などに対して説明会や見学会を丁寧に行い、家族福祉を担う社会的養護の施設として重要な役割がある母子生活支援施設の存在意義や活動内容・業務などを知ってもらうとともに、児童福祉法改正をふまえた研修を行うなど、人材確保・育成・定着に全委員会を通じて取り組んでいきます。

### **(4) 所属施設を横断する職員研修の充実強化 ～法人の垣根を超えた連携を目指して～（更生福祉部会）**

---

コロナ禍、それぞれの施設では感染症対策に追われ、そこに従事する職員は他施設への往来も自粛を余儀なくされました。コロナ禍が明けても施設職員の入替え等の影響もあり、かつてあった施設間連携も希薄になっています。

改めて法人の垣根を超え、利用者支援を軸につながる連携関係の構築をめざし、職員研修のより一層の充実とともに、法人の枠にとらわれない職員交流を図ります。また、テーマに応じて、他部会との合同研修の実施や、相互の研修に参加し合うなど、他職種連携を深めていけるよう、働きかけを行います。

### **(5) 調査・広報・研修を通じた都内社会福祉法人等の経営基盤強化 （社会福祉法人経営者協議会）**

---

経営基盤の根幹となる人材確保・育成・定着について、以下3つの取組みにより、種別横断的なヒントを会員が得られる機会を創出し、社会福祉法人経営者協議会の活動目的である経営基盤の確立等を図ります。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 人材確保・育成・定着に関して、広報委員会にて取り上げたい具体的なテーマを絞り、取材を通して得たヒントとなる取組み等を広報誌で会員に還元します。</li><li>(2) 人材確保・育成・定着に関する調査を実施することで、各法人の現状や抱える課題を明らかにして提言等に活かしていきます。</li><li>(3) 人材確保・育成・定着のヒントとなるような研修を企画・実施します。</li></ol> |
|--|

## **(6) 求職者への来所に拠らない相談機会の充実強化**

### **(人材情報室／人材確保担当 多摩支所)**

---

求職活動のスタイルが多様化している昨今、デジタルツールを活用し自宅等の身近な場所から相談できる仕組み(オンライン相談)、区市町村社協等と連携した区市町村域での相談面接会、ハローワーク等求職者が多く集まる場での出張相談、業界横断的に開催される就職・転職フェアなどでの東京都福祉人材センターとしてのブース出展(福祉の仕事のPRや相談対応)などの実施により、飯田橋と立川に拠点がある東京都福祉人材センターに来所しなくても相談ができる機会を増やし、多様化する求職者ニーズへの対応を強化していきます。

また、ハローワークや大学等が主催する場等において、福祉の仕事に関するセミナーや就職ガイダンスを実施していくことで、福祉の仕事の魅力ややりがいを伝え、新たな担い手確保につなげていく取組みも強化していきます。

## **(7) 次世代に向けた福祉の仕事の普及啓発**

### **(人材情報室／人材確保担当 多摩支所)**

---

次世代の福祉を担う人材の確保に向けて、中学校や高校を訪問し、福祉の仕事やその魅力を伝える「学校訪問型セミナー」や、中高生を対象とした「福祉施設での職場体験」などを実施し、中高生の福祉の仕事に対する興味・関心を高め、魅力ややりがいを伝える取組みについて、本会業種別部会や関係団体と連携して行います。

また、小・中・高校の教員を対象に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える「教員向けセミナー」を開催し、教員の福祉の仕事に対する適切な理解を促進し、学生に対する指導力の向上をめざします。

## **(8) 福祉人材のための資金貸付事業申請手続き等のオンライン化**

### **(人材情報室／修学資金担当)**

---

福祉人材のための貸付資金(介護福祉士や社会福祉士の資格取得を支援する介護福祉士等修学資金、保育士の資格取得を支援する保育士修学資金など)の貸付申込みからその後の各種連絡を従前の紙媒体からオンラインにすべて変更することで、貸付利用者の利便性の向上を図るとともに、東京都福祉人材センターにおける業務効率化およびペーパーレス化をすすめていきます。

また、東京都福祉人材情報バンクシステムふくむすびと連携することで、貸付利用者への従事開始後の福祉の施策や仕事についての定期的な情報提供等を行っていきます。

なお、令和7年10月からの本格稼働に向け、令和7年度は新貸付システムの要件定義・設計・開発、データ移行・テスト等の実施、関係者への周知・研修の他、必要に応じて運用変更などの検討を行います。

## **(9) 人材の採用・定着・育成に向けた研修の推進と**

### **研修受講へつながる相談・取組み支援（研修室）**

---

人材の採用時から定着・育成に向けた研修について、多様な人材、多様な場面における対応など、アンケートや相談を通して福祉職場から寄せられる具体的なニーズをふまえた新たなプログラムを企画・実施します。

また、それぞれの福祉職場においても、職場研修を企画し、実施できるよう、担当者向けの研修を実施します。人材の定着と育成に向けた研修と、他の研修や研修実施支援につながる内容を整理し、研修の受講、講師派遣、相談等を活用することにより人材育成がすすめられるよう、各事業の連携を図りながら、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

- (1) 「新任職員の定着・育成入門研修」の受講と受講後の職場における活用をすすめます。
- (2) 「職場研修担当者研修」を新たに企画・実施し、受講後の研修・研修計画づくりのために研修実施サポートや他研修の活用を紹介します。
- (3) 研修ニーズ調査やアンケート、相談から寄せられるニーズをもとに企画した新たな研修を実施します。
- (4) 登録講師派遣、研修実施サポート、経営相談、地域公益活動推進事業等との連携により、研修受講をすすめます。

## **(10) 関連部署との情報交換等を通じた**

### **従事者共済会の契約および福利厚生センターの加入促進活動 （福祉振興部／共済担当）**

---

福祉職場の人材の定着や安定した事業運営につなげるため、従事者共済会の契約数や福利厚生センターの加入者数増加をめざします。東社協内の福祉人材の確保・育成・定着を推進する事業担当との情報交換を通じて、相互に連携できる機会を共有し、求職者へのアピールや働き続けるモチベーションの一つとして、退職金制度等福利厚生を整備の重要性を発信します。

また、従事者共済会事業を通じて把握した施設・事業所の課題や動向など、統計的な情報を他担当とも共有できるよう、相談記録等のデータを蓄積します。

# V

## 福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり

### (1) 社協実践発表会の開催

#### (区市町村社会福祉協議会部会)

全国の社協における意見集約を経て、30年ぶりの見直しとなる『社会福祉協議会基本要項2025』をふまえ、地域住民一人ひとりに社協を知ってもらい、参加してもらうことが必要になっています。そこで、以下を新たに取り組みます。

社協実践発表会(仮)を開催し、社協以外の方々の参加を得て、都内62の社協の実践を発表する機会を設けます。

### (2) 地域住民一人ひとりに向けた地域生活課題や

#### 地域福祉実践の区市町村社協による情報発信への支援

#### (地域福祉部)

区市町村社協がその取り組みを通じて把握する新たな地域生活課題や、それに対応した実践の工夫を地域の福祉関係者と共有するとともに、その関係者とともに、地域住民一人ひとりに向けて共感でき、わかりやすいものとして伝えていくことを、区市町村社協の職員とともに検討し、支援します。そのため、区市町村社協から本会が把握している情報をもとに、令和7年度は以下3つの可視化に取り組み、情報発信素材を作成します。

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施地区から収集した地域ニーズにもとづく展開事例をもとに、「複雑化・複合化した課題とは何か」「個別支援に限らない地域づくりによる取り組みの意義は何か」
- (2) (1)における地域福祉コーディネーターのかかわり
- (3) 東日本大震災ならびに令和6年能登半島地震に伴う、都内避難者に対する孤立化防止事業ならびに避難者相談事業を通じて把握している広域避難者の支援ニーズ

### (3) 社会福祉法人による地域公益活動の取組み事例の蓄積、 および内外への情報発信の充実強化 (東京都地域公益活動推進協議会 福祉部／経営支援担当)

---

令和7年度からリニューアルした公式ホームページを導入し、各法人・施設・事業所や社会福祉法人等のネットワークによる地域公益活動の取組み事例の周知を行うことで、地域公益活動と地域における社会福祉法人の意義を発信していきます。事例の集約については、ホームページに各法人、施設・事業所が簡単に「投稿」できるようにし、積極的な投稿を呼びかけることで、情報の蓄積の強化を図ります。

さらに多世代に向け、ホームページでの発信だけでなく、冊子の作成、SNS や動画投稿など、様々な媒体での発信を強化することで、地域公益活動のブランディングや社会福祉法人の魅力向上につなげます。また、比較的容易に取り組める地域公益活動の事例を発信することで、これから地域公益活動に取り組もうとする法人、施設・事業所のモチベーションアップにつなげていきます。

協議会の助成事業の成果報告や、状況把握調査などの調査研究を通じて、都民への地域公益活動の情報発信・理解促進を図ります。



### (4) 次世代に福祉施設をひらいていくプロジェクト

(総務部／企画担当)

---

福祉や教育関係者等によるプロジェクトを設け、“施設への滞在”を通じて、福祉施設を高校生にひらいていくツアーを実施します(令和7年度は2施設で実施)。滞在とともに、自分自身や同世代の仲間たちと対話することで、改めて自分自身の生き方や福祉・社会などについて考えてもらう機会とします。

また、こうした取組みを他の施設や地域に広げていくため、取組みのねらいや実施にあたっての視点の共有、企画内容のパッケージ化を図ります。

「滞在」から、

わたしと福祉を考える

